

令和3年4月6日

合同会社日本損保サポート
代表社員 谷口 勝則 殿

〒260-0013

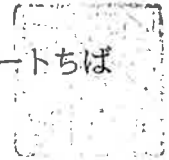
千葉市中央区中央4丁目13番10号

千葉県教育会館5階

適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民サポートちば

検討委員会委員長 井原 真吾



問合せ書

特定非営利活動法人消費者市民サポートちば（以下「当法人」といいます。）は、消費者問題に関する情報収集及び提供、普及、啓発活動及び事業者の行う不当な行為（不当な契約条項の使用、不当な勧誘行為、不当な広告表示）に対する差止請求などを通じ、消費者被害の防止並びに救済、その他不特定多数の消費者の利益保護を図ることを目的としている団体です。当団体は、消費者団体、消費生活相談員、学者、弁護士、司法書士などの消費者問題に取り組む専門家・関係団体により構成されており、令和元年6月6日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用等に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

当法人は、貴社が使用している工事請負契約約款の内容、貴社作成のチラシの表示について、消費者の権利保護の観点に照らし問題がある可能性があると思料しております。

つきましては、以下のとおり問い合わせいたしますので、令和3年5月20日までに、書面でご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、本問い合わせ及び貴社からの回答の書面は、当法人の活動目的のため、原則として、公表させていただきますので、その旨ご承知おき下さい。

第1 貴社使用の利用規約（資料1）について

1 第2条について

第2条（本規約の追加変更）

本サービスの運営上、利用規約に追加または変更の必要が生じた場合は、当社が別途指定する方法にて告知するものとします。

(1) 同条項の「別途指定する方法」とは、どのような方法でしょうか。

過去に本条項に基づいて規約の追加変更をしたことがある場合、実際にどのような方法で告知したのかご教示下さい。

2 第8条1項について

第8条（解約）

1 各お客様は、1か月以上の予告期間を設けた上で、何時でも本サービスの利用に関する契約を解約することができるものとします。但し、各お客様の事情による解約の場合、下記の通りの違約金が発生するものとします。

- | | |
|---------------------|-------------------|
| (ア) 現地調査終了後見積書受領前 | 5万円 |
| (イ) 見積書受領後保険金申請書投函前 | 当初見積金額の10%相当額 |
| (ウ) 保険金申請書投函後 | 上記見積書記載の金額の20%相当額 |

2 (略)

(1) 同条項本文で「予告期間」を設けるのは、どのような理由でしょうか。また、予告期間を「1か月以上」としたのは、どのような理由でしょうか。

(2) 顧客から解約の申出があった場合、予告期間が経過するまでは、貴社の対応として、未交付の見積書を顧客に交付したり、未投函の申請書を保険会社宛に投函するのでしょうか。

(3) 同条項(ア)ないし(ウ)で定めている各違約金の算出根拠をご教示下さい。

以上